

特殊災害用資機材搬送車（支援車Ⅱ型）仕様書

岐阜市消防本部

第1 総 則

- 1 本仕様書は、岐阜市消防本部（以下「本部」という。）が平成29年度に購入し岐阜北消防署に配置する、特殊災害用資機材搬送車（支援車Ⅱ型）（以下「車両」という。）の製作及びそれに関する一切に適用する。
- 2 契約にあたっては、本仕様書を十分熟知するとともに、疑義の生じたときは必ず本部に質問すること。
なお、契約後生じた疑義については、双方協議し定めるものとする。
- 3 車両は、この仕様書に定める他、車両の規格等、関連法令、基準に適合するとともに、完成後は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 4 車両は、緊急消防援助隊設備整備の補助対象規格（支援車Ⅱ型）に適合すること。
- 5 着手にあたり受注者は、本部と製作上細部にわたり十分な打合せを行いその指示を受け、次の図書等を提出して承認を受けること。
 - (1) 承認図等（契約締結後8週間以内）

ア 製作承認五面図（前後、両側面及び平面図）	2部
イ 製作工程表	2部
ウ シャシ主要諸元表	2部
エ 無線機、AVM設置図	2部
オ 電気配線図	2部
カ 積載品配置計画図	2部
キ その他本部が指示する図書	
 - (2) 完成車納入時（キングファイル No.1473×2冊）

ア 車両点検整備説明書（車両修理書）	1部
イ 艀装部点検整備書及びパーツリスト	各1部
ウ 取付け装備品及び機器の保証書	各1部
エ 自動車検査証等の写	1部
オ 最終艀装五面図	1組
カ 車両積載品等の取扱い説明書及び保証書	各1部
キ コンテナ着脱装置取扱い説明書	1部
ク 工程写真（シャーシ、組み立時、塗装後）	各1部
ケ 車両実測結果（登録検査前の重量実測、転覆角度証明）	各1部
コ その他本部が指示する図書	
- 6 製作に伴う諸種の理由で本仕様書に変更を必要とするとき、あるいは疑義の生

じた時は直ちに本部に連絡のうえ、その指示を受けること。

7 製作にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 車体は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るものであり軽量頑丈優美であること。
- (2) 取扱操作が簡単であり、点検及び整備が容易に行えること。
- (3) 製作艱装全般にわたり厳重検査を実施すること。

第2 仕様

1 車両の構成

車両は、次により構成されたものであること。

- (1) 資機材搬送車（支援車Ⅱ型）
- (2) コンテナ
- (3) 取付け品及び取付け艱装

2 シャシ

(1) シャシサイズ 5.5トン級 シングルキャブ型（定員2名以上）

(2) 車両寸法（コンテナ装着時）

ア 全長	8,000mm以下
イ 全高	3,500mm以下
ウ 全幅	2,500mm以下
エ ホイールベース	3,000mm以上
オ 車両総重量	11,000kg未満

(3) エンジン 水冷4サイクルディーゼルエンジン

(4) トランスミッション 6速マニュアルミッション

(5) 駆動方式 低床型フルタイム4輪駆動方式

(6) シャシ装備品

ア 動力伝達装置	トランスミッションサイドPTO
イ タイヤ	オールシーズンタイヤを装備すること。 (予備タイヤ含む)
ウ バッテリー	24V 150AH以上を設置すること。 (引き出し装置を設け、容易に点検できる構造として防水対策を施すこと。)
エ 充電発電機	24V-90A以上（オルタネーター）
オ 燃料タンク	100L以上とし、給油口は燃料携行缶から容易に補給できる位置に設け「軽油」と表示すること。
カ 取付け計器	エンジン回転計、油温計を視認しやすい位置に取付けること。
キ 冷暖房装置	マニュアルエアコン
ク オイルパンヒーター（接続コード含む）	
ケ 標準取付け品及び自動車標準工具（停止表示板含む）	

3 使用材質等の規格

- (1) 材質及び部品は、すべて新規製作又は新品を使用し、特に指示するものを除き、日本工業規格のものを使用すること。ただし、ねじ類については ISO ねじ又はこれに準ずるものを使用すること。
- (2) 艀装材料は、補助要綱及び規格省令に準じたものを使用すること。
- (3) ステップ等は、アルミ縞鋼板を使用すること。
- (4) 保護枠、計器板、蝶板、手すり、握り棒等その他金属露出部分及び外部に取り付けるボルト及びナット類はステンレス製部材を使用すること。
- (5) コーキング及びシーリング材は、経年変化により硬化しない弾力性のあるものを使用すること。
- (6) 潤滑油等を使用するものは、各メーカーが指定するものを使用し、規定量を入れておくこと。
- (7) 電池及び電池パックを使用するものは、各メーカーが指定するものを使用し必要数を入れておくこと。
- (8) その他の材料は次によること。
 - ア プラスチック類は、難燃性のものを使用すること。
 - イ ゴム製品及び合成樹脂製品は、耐油性のものを使用すること。
 - ウ 木材は十分に乾燥したものを使用し、製作後、変形及び歪みひび割れ等が生じないものとする。

4 キャブ艀装

- (1) キャブ屋根前方の適所に LED 散光式赤色警告灯「NF-L-VJ2M-LC2 (スピーカー 2 個、標識灯及びモーターサイレン付)」を取り付けること。
- (2) 各ドアのフェンダー部分及びステップの蹴り込み部分等には、塗装の剥離が生じることがないように、アルミ化粧板等により処理を施すこと。また、ステップはグレーチング形状のステップとする。
- (3) フロントグリル付近に赤色補助警告灯を 2 個取り付けること。
- (4) キャブ右側後方下部の適所に、車輪止め収納庫を設けること。
- (5) 引き出し式バッテリー収納部分に、容易に点検が行える構造とすること。
- (6) キャブ左側の適所にステンレス製旗立ポール (水抜き穴付) を取り付け、旗竿をステンレス製蝶ネジで固定できる構造とすること。
- (7) 消防章 (150mmクロームメッキ製) をフロントグリル中央部に埋め込み取付けること。
- (8) キャブ両側の適所に車外無線送受話器取出口 (入・切スイッチ付) を設け送受話器を取り付けること。また直近に防水型スピーカーを設けること。
なお、運転席側には車両動態表示システムにかかる車外設定端末装置を敷設すること。
- (9) 左サイドミラーは電動格納式とし、運転者が操作し易い位置に作動スイッチを取り付けること。
- (10) 助手席用補助ミラーを設けること。
- (11) エンジン点検用の照明灯を取り付けること。
- (12) バンパー上全面にはアルミ縞板を敷設し作業用ステップとすること。フロントガラス上部及び下部に手すりを設けること。
- (13) キャビンへの乗降に必要な手すり等を必要数設けること。

(14) キャブチルト装置

- ア 昇降は手動式とし、警報音を備えたものであること。
- イ 付属する支持棒により落下を防止する構造とする。

(15) その他装備品

- ア 全窓アクリルサイドバイザー
- イ ディスチャージヘッドランプ
- ウ カラーバックアイカメラ（モニター含む）
- エ 後退・左折時音声付警報ブザー（夜間停止式）
- オ フォグランプ
- カ 牽引フック（前後）
- キ バックランプ（2個）
- ク バッテリーメインスイッチ
- ケ カーナビゲーションシステム（SD方式）
- コ タイヤチェーン
- サ 車輪止め（1セット）

5 キャブ内艙装

- (1) キャブは、シート後部にスペース空間を確保したフルキャブとする。
- (2) 運転席及び助手席シート後部に、大型木枠ボックス設けるとともに、地図等が収納できるように仕切りを設けること。また適所にAC100V差込コンセントを2口（外部商用電源接続時に使用可能とし、容量600W）設けること。（収納庫の詳細については別に指示）
- (3) 後部窓部分には保護枠を設けること。
- (4) キャブ内にて電装用スイッチ等、次に掲げるものの操作が容易に行えるよう配列設置すること。また、各種機材を有効に照射できるよう計器灯類を取付け直近にスイッチを設けること。
 - ア 各種電装用10連操作スイッチ（SBW-100）
 - イ コンテナ等の格納状態表示板
 - ウ 電子サイレンアンプ（TSK-D152）
 - エ 消防専用電話装置本体
 - オ その他本部が指示するもの
- (5) 座席の前方中央に、運転の支障とならないようカーナビゲーション（バックアイカメラモニターについては別途指示）を埋め込み取り付けること。

なお、走行中でも助手席側から操作ができること。
（アンテナはフロントガラス貼り付け）
- (6) キャブ天井に大型のLED室内灯（三点灯方式）を取り付けること。
- (7) 消防用専用電話装置用同軸ケーブルを、アンテナ基部からキャブ内の適所まで引き込んでおくこと。（アンテナ、ケーブルは新品を使用）
- (8) キャブ天井の電装品、各種配線の取り付け及び点検が容易に行える構造とすること。
- (9) キャブ内にヒューズボックスを設け、各電装品の名称、アンペア数を記入すること。
- (10) 各座席は上質なビニールシート張りとする（防汚シート）

(11) その他装備品

- ア ラバーマット一式
- イ サンバイザー（運転席、助手席）
- ウ AM/FMラジオ（ナビゲーション組込み可）

6 車体艤装

車体は、重量、左右前後のバランス、最大傾斜角度等を十分考慮し、製作施行すること。また艤装は、車両の振動等に、十分耐え得るよう強固に取付けること。

- (1) キャブ後部に、最大限の容量で収納庫を設けること。また収納庫の各扉は片開きとし耐久性、防水性を有する堅牢な構造であること。
- (2) 収納庫内にはLED照明灯を、有効に照射できるよう適所に取付けること。またメインスイッチをキャブ内に設けること。
- (3) 収納庫内に設ける棚板等については、上下に移動調整可能なものとしゴム板等の緩衝材を取付けること。
- (4) 収納庫底面等の水がたまる場所には、必要に応じて排水用の水抜き穴を設け、ビニールパイプ等で車外に排水できる構造とすること。また取外し可能なスノコ等を敷くこと。
- (5) キャブ後部の収納庫前面の左右の適所に、手動伸縮ポール式LED照明灯（超高輝度LED4灯式 集光・散光両立型 MYS-75LP）を各1個設け、スイッチ（ステンレス製保護枠付）はそれぞれ操作が容易な位置に取付けること。
- (6) キャブ後部に、後述する資機材コンテナを脱着させるためのトランスミッションサイドPTOを動力源とした脱着装置を設けること。
- (7) 車体両側下部に最大限の積載庫を設けること。また扉はステップ兼用とするため展開式（ダンパー等を用いたチェーンレス構造）とし、内側にはアルミ縞板を張りつけること。
- (8) すべての展開式扉等の上面角には、塗装の剥離を防止するため、ステンレス製のエッジカバーを3面張付けること。
- (9) 車体デッキ上部はアルミ縞板張りとし、水密性に優れたものであること。
- (10) 車体左右の適所に、車体上部への乗降用のステップ及び梯子を設けること。
- (11) 防水を施したAC100V2口差込コンセントを車体両側面の適所に設けること。
なお、電源は、車両インバーターおよび発動発電機から供給できる2系統構造とし、切替えスイッチを設けること。
- (12) 車体後部両サイド下部に反射板を取付けること。
- (13) キャブ後部収納庫後面にLED赤色点滅灯2個取付けること。また車体後部を有効に照射できる位置にLED作業灯2個を設け、付近に入・切スイッチ（ステンレス製保護枠付）を設けること。
- (14) 両側後輪前部の適所にスモール灯と連動した路肩灯（LED）を取付けること。
- (15) 後述するコンテナに、車両バッテリーからの電源を供給するための防水性能を有したメンタルコンセントを設けること。
- (16) 車体運転席側の取出しに容易な箇所、車両用車輪止め2個を積載する収納

庫を設けること。

- (17) 自動車用消火器（10型）を1本積載すること。
- (18) 車体部分の点検を要する箇所には、各々点検口を設けること。
- (19) サイドマーカールンプを適度な場所に設置すること。
- (20) 点滅灯は、大阪サイレン製とすること。

7 コンテナ脱着装置

コンテナ脱着装置は、フック装置、可動式フレーム、支持フレーム、操作装置、固定装置等から構成し、車体の中央部に取付けること。

- (1) 脱着装置は努めて軽量で、故障、破損時において迅速に部品の供給等が行うことができるメンテナンス体制が整った国産製品とする。
- (2) コンテナ脱着装置の動力は、トランスミッションサイドPTOを介した油圧機構によるものとする。
- (3) コンテナ装着時の操作性向上のため、アームがスライド式で可動し、これにより、離れた位置のコンテナ等の引き上げが可能な構造であること。
- (4) 脱着操作は、無線リモコンにより操作が可能で、キャブに設置する有線リモコンを使用しても操作が可能であること。
- (5) 脱着操作は、車両とコンテナ間の電気配線が離脱しているときのみ行える構造とすること。
- (6) キャブ内及び車両両側の適所に非常停止用のスイッチを設けること。
- (7) コンテナ脱着時の警報装置を設けること。
- (8) 脱着装置は、可能な限り剥離、変色及び亀裂等が生じないよう車両と同色の赤色樹脂系塗装を施すこと。

8 資機材コンテナ（2台）

- (1) 車両のコンテナ脱着装置により、確実に車両に積載できること。
- (2) コンテナは箱型とし、堅固で十分な強度を有して長期間の使用に十分耐え得るものであること。
- (3) 使用取扱上の安全性及び操作性を十分考慮したものであること。
- (4) 清掃、点検整備及び調整が容易に行えるものであること。
- (5) コンテナ内部は、洗い流せる構造で外部に排出できるものであること。
- (6) コンテナ内部には、車両から離脱した状態においても、外部電源を用いコンテナ内が有効に照射できるLED製の照明装置を必要数設置すること。
なお、適所に入・切スイッチを設けること。
- (7) 軽量化に努め、コンテナの脱着に十分な強度を有する構造とすること。
- (8) コンテナに取り付ける附属品等については、必要に応じ補強及び防水処理を施すこと。
- (9) コンテナ後部は観音扉とし、両サイドは2面アルミ製シャッターとする。
- (10) コンテナ2台のうち1台には搬送用コンテナ等を積載する際の、コンテナ一体式のスロープを設けること。なお、スロープの側面には黄色の反射テープを貼り付けること。
- (11) コンテナ内部は、本部が指定する資機材を有効に積載できるよう、棚板等の艤装を施すこと。（艤装の詳細についてはコンテナごとに別に指示する）

- (12) コンテナな屋根は手すり 1 段付、アルミ縞板製のルーフデッキとし、緊急時に積載する資機材を固定するための、ステンレス製の折りたたみD環を必要数設けること。
- (13) 雨水等の水抜き及び防湿のための換気口を必要数設けること。
- (14) コンテナ前部には電源供給用の防水性能を有したメタルコンセントソケット接続口を設置すること。
- (15) 各種配線及びカプラー、ソケット類はコンテナ前部に蓋付のボックスを設けて収納し、防水対策を十分施すこと。
- (16) 車両からコンテナを離脱した状態においても、可動ができるように、コンテナ底部の前部に大型自在式の車輪（ストッパー付）を 2 個取付け、後部には固定式の車輪 2 個を取付けること。
- (17) コンテナ離脱時の車輪固定用として、適応する車輪止め 4 個を適所に収納すること。
- (18) 車両からコンテナを離脱した際に、各コンテナ電装品に電源を供給できるように、発動発電機等を利用した外部電源供給システム（DC-ACコンバータ）を設けること。
- (19) コンテナ内に積載する各資機材は、コンテナ脱着時に生じる傾斜により動揺しないよう固定装置を設けること。
- (20) LED赤色点滅灯（保護枠付き）を、コンテナ両側面の上部に各 1 個及びコンテナ後部に 2 個取付けること。（大阪サイレン製）
なお、赤色点滅灯はキャブに取り付けた赤色警光灯と連動すること。
- (21) LED作業灯を、コンテナ両側面の上部に 1 個、コンテナ後部に 1 個周囲を有効に照射できるように取付けること。
なお、付近に入・切スイッチ（ステンレス製保護枠付）を設け、コンテナを車両より離脱した場合においても点灯できる構造とすること。
- (22) コンテナ上部への昇降用はしごを両側に設けること。
- (23) コンテナの塗装について、外板、観音扉、シャッターは車両と同色の赤色樹脂系塗装、内面はメーカー標準色、また底面は黒色で防錆塗装とする。

9 資機材コンテナ台車

コンテナ内に収納する資機材は、主として移動式資機材収納台車（以下「台車」という。）に積載し収納するため、以下の条件を満たす台車 4 台を納品すること。

- (1) 堅固で十分な強度を有し、長期間の使用に十分耐え得るものであること。
- (2) 使用取扱上の安全性及び操作性を十分考慮したものであること。
- (3) 水洗い清掃、点検、整備調整が容易に行えるものであること。
- (4) 軽量化に努め、防錆性を有する材質を使用したものであること。
- (5) 底部に移動用の回転式キャスター（前輪 2 箇所については、フットロックストッパー付）を 4 個設けること。
- (6) 台車に収納する資機材の飛び出し防止措置を施すこと。（詳細については別に指示）
- (7) コンテナ内の台車収納及び固定方法等については、別に協議する。
- (8) 各コンテナには上下可動式の棚板（各 2 枚）を設けること。

(9) 各コンテナには専用カバー（透明ビニール生地）を取付けること。

10 P T O装置

- (1) シフトレバーがニュートラル位置にない限り、P T Oが接続できない構造であること。
- (2) P T Oが接続状態にあるときは、キャブ内の警告灯が点灯すること。
- (3) P T Oが接続状態にあるときは、シフトレバー操作（ギアチェンジ）が出できない構造であること。

11 付属品

発動発電機（ホンダE U 1 6 i） 1台

12 無線電話装置及び車両動態装置

既存の車両に積載してある車両動態装置を取外し、納入する車両に取付けアンテナ等は必要に応じ専用台を設け、配線貫通部は専用の防水金具を使用し取付けること。（配線、アンテナは新品を使用すること。）

なお、以下の端子を装備した車両位置動態車載端末装置アダプターボックスを取付けること。

（バッテリープラス端子、マイナス端子、ACC 端子、車速パルス信号端子、バック信号端子）

また、既存の車両に積載してある無線電話装置を取外し、納入する車両に取付けること。配線、アンテナ及びスピーカー等は新品を使用し、無線機本体部は操作しやすい位置に取付けるものとする。

13 ドライブレコーダー

ドライブレコーダー（W I T N E S S Ⅲ、補助カメラ、トリガーボタン、C Fカード）新品を納入する車両に取付けること。

14 塗装等

- (1) 車両塗装は、特殊化学液にて十分錆落としのうえ、リン酸塩被膜を形成後、プライマー、パテ、水研ぎ、サフェーサーを行い、熱風乾燥炉にて十分乾燥させた後、朱色ウレタン塗装で入念に吹き付け（3回以上）を行い、さらに乾燥炉にて十分乾燥させた後、細めペーパーにより塗装面を滑らかにし、艶出し加工を施すこと。
- (2) 車体の下回り、燃料タンク及びフェンダー内面は黒色塗装とすること。
- (3) ポンプ操作盤及び各ボックス等には、名盤等の文字記入を施すこと。
- (4) 資機材収納庫内面はグレー塗装とすること。
- (5) その他の部分の塗装は本部と協議し決定すること。
- (6) 記入文字、イラスト、その他文字色、寸法、記載位置等の詳細については別に指示する。
- (7) 補修用塗料（朱色）を付属すること。

15 記入文字

文字（丸ゴシック体カッティング）は、キャビン上部に対空表示「岐支

援2」(縦60cm、横50cm 出来る限り大きく)白色テープ、左右ドアに「岐阜市消防本部」(縦12cm、横10cm、リフレクサイトAP100ODL)標識灯は黄色地に「本部」と黒色テープで貼り付け、標識板は「岐阜市」(真鍮製)と取付けること。(文字は左読みとする。)また、コンテナ後面に黒色で[GIFU CITY FIRE DEPT.]及び「SINCE1948」を貼りつける。(サイズ等別に協議)文字(丸ゴシック体カッティング)は、記入する車両番号、文字のサイズ及び配列等は、本部が別に指示する。

16 スイッチ等

各スイッチ類は、集中してキャブ内の中央コンソールボックス及び操作し易い位置に取り付けること。また「名称」、「ON/OFF」、「入/切」等を表示し、トグルスイッチのハンドル部分は、ゴム製の防水キャップを取り付けること。

なお、車外に設置するスイッチ類には、破損防止のステンレス製保護枠を設けること。

17 各種配線等

車両の配線は全体にわたり防蝕、防水及び耐水性を十分考慮して艤装を行い、資機材等の緩衝を必要とされる場合は、必要に応じアルミ筋板等で囲い保護すること。

第3 検査

1 中間検査

各艤装部分及び取付け品の位置、固定方法等について艤装中本部職員をして中間検査を実施するものとする。(艤装メーカー営業担当者及び製造担当者が立ち会うこと。)

2 完成及び検収検査

新規登録検査に合格後、本部が本仕様書に基づいて各種検査を実施し、全てが良好と認め受注者から車両を受領して完了する。完了後、受注者は納品書を本部へ提出すること。

しかし、検査の結果、本部が不合格と認めた箇所については、受注者は速やかに改修し再検査を受けること。

なお、改修等に要する費用は受注者負担とする。

第4 補則

1 本仕様書に定められない事項でも、受注者が公表している仕様工作上において、当然なことはこれを施工すること。

2 資器材等については、努めて軽量化を図るものとする。

ただし、強度を保ち変形しないこと。

なお、軽量化に伴い変更の場合は本部と協議をすること。

3 完成車は、中部運輸局岐阜陸運支局の行う新規登録検査及び緊急車指定申請手

続きを完了後に本部へ納入する。

- 4 自動車損害賠償責任保険料、登録手数料、その他新車登録手続きに必要な経費（重量税を除く）は受注者が負担する。
- 5 完成車は、新規登録検査に合格後、各部の給脂等の点検整備を入念に実施し、燃料を満量にして納入検収を受けること。
- 6 使用資器材等及び艤装による不備欠陥等による故障破損等については、双方協議のうえ、速やかに修理若しくは交換すること。
- 7 保証期間は、納入検収後1年間とする。
- 8 完成車の納入期限は、平成30年3月16日とする。

9 納入場所

所 属	住 所
岐阜北消防署	岐阜市鷺山1769-496

以上

※ 担当 岐阜市消防本部消防課 TEL 058-262-7162
西俣 FAX 058-266-8154